

# 平成19年度 新十津川町の人事行政運営の状況

## 【1】給与・定員管理の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成19年3月末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 前年度の人件費率
平成18年度	人 7,577	千円 5,522,690	千円 213,029	千円 958,045	% 17.3	% 20.9

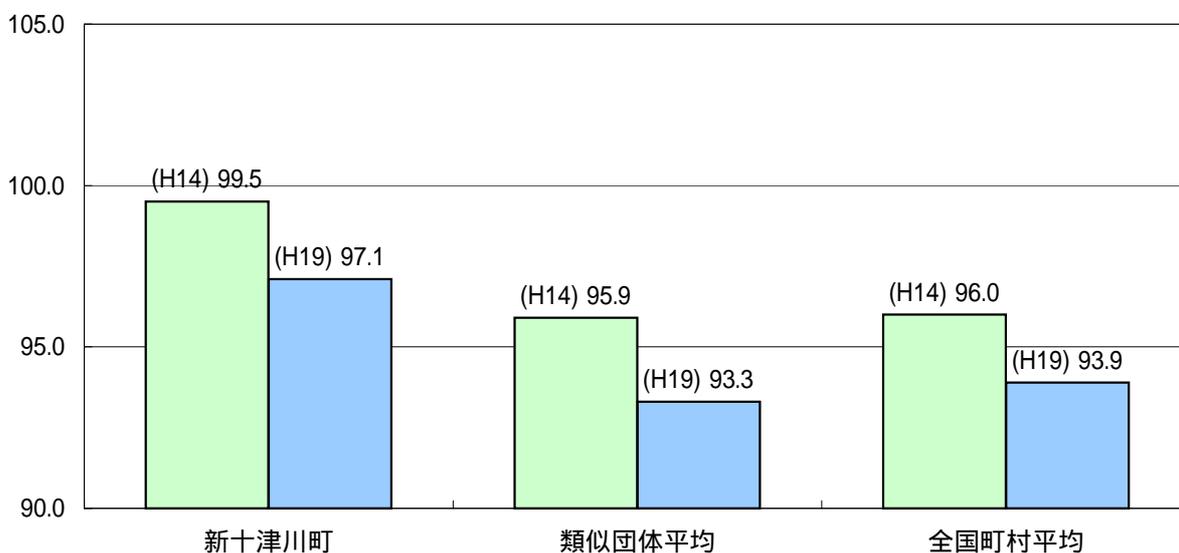
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成19年度	108人	千円 486,762	千円 92,330	千円 198,904	千円 777,996	千円 7,204	千円 5,918

(注) 1 職員手当に退職手当は含まれていません。

2 職員数は、平成19年4月1日現在の普通会計に所属する職員数です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模や産業構造が似た町村のラスパイレス指数を平均したものです。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

#### 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (実態調査数値)	平均給与月額 (国ベース)
新十津川町	43.9 歳	350,700 円	407,449 円	381,911 円
北海道	43.5 歳	321,798 円	391,497 円	371,135 円
国	40.7 歳	325,724 円	-	383,541 円
類似団体	43.5 歳	328,500 円	376,838 円	359,520 円

#### 技能労務職

区 分	公務員				民間		参考 A / B	
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
新十津川町	46.2 歳	297,900 円	339,252 円	332,252 円	自家用乗用自動車運転者	50.4歳	257,600円	1.3
北海道	46.3 歳	307,413 円	349,077 円	343,944 円	-	-	-	-
国	48.8 歳	287,094 円	-	320,514 円	-	-	-	-
類似団体	49.4 歳	302,249 円	325,327	319,878 円	-	-	-	-

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
新十津川町	5,480,224円	3,386,400円	1.6
北海道	5,794,120円	-	-

民間データは、賃金構造基本統計において公表されているデータを使用している。(平成16～18年3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較のあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

北海道、国及び類似団体の数値については、自動車運転手のほか守衛、用務員、学校給食員などの技能労務職を含む平均値となっている。

#### 医療職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
新十津川町	38.1 歳	324,616 円	402,119 円	356,408 円
北海道	-	-	-	-
国	37.3 歳	286,346 円	-	325,290 円
類似団体	41.3 歳	306,758 円	344,038 円	319,874 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額(実態調査数値)」とは、地方公務員給与実態調査において明らかにされている、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

### (2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		新十津川町	北海道	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	170,200 円	153,180 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	124,560 円	138,400 円
技能労務職	大学卒	170,200 円	-	-
	高校卒	138,400 円	124,560 円	124,900 円
医療職	大学卒	198,800 円	-	198,800 円
	高校卒	151,500 円	-	151,500 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

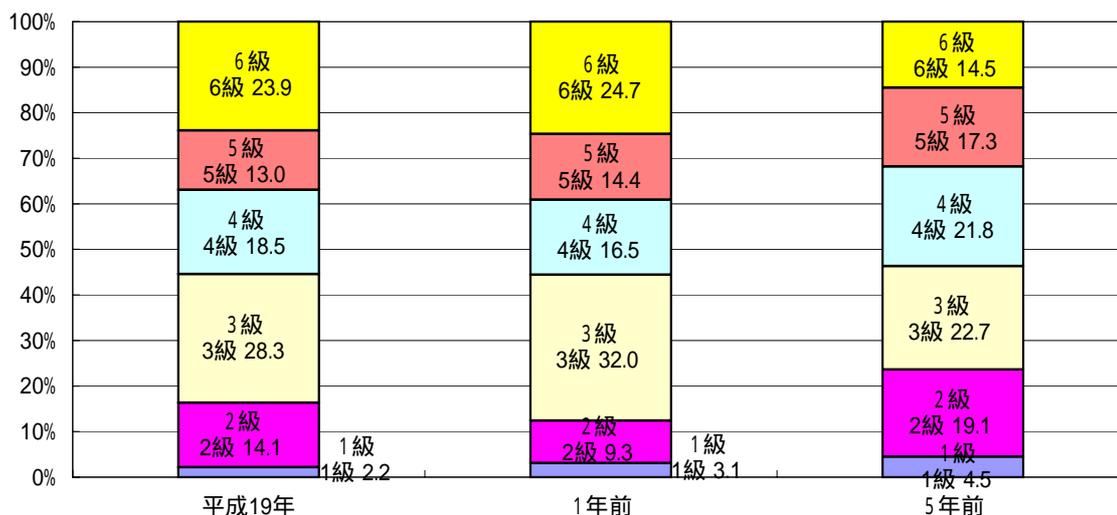
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	273,700 円	336,800 円	382,500 円
	高校卒	242,300 円	268,700 円	324,800 円
技能労務職	高校卒	-	285,100 円	304,100 円
	中学卒	-	246,900 円	-
医療職	大学卒	293,700 円	362,700 円	391,300 円
	高校卒	-	-	-

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比		
			平成19年	1年前	5年前
6級	課長・主幹	22人	23.9%	24.7%	14.5%
5級	課長補佐	12人	13.0%	14.4%	17.3%
4級	係長	17人	18.5%	16.5%	21.8%
3級	主任・主事	26人	28.3%	32.0%	22.7%
2級	主事	13人	14.1%	9.3%	19.1%
1級	主事・主事補	2人	2.2%	3.1%	4.5%

- (注) 1 新十津川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な役職です。  
 3 平成18年4月1日より、給料表が8級制から6級制になったため、1年前及び5年前のデータについても6級制に換算して集計しています。



#### (2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
平成18年度	職員数	164人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	0人
	比率	0.0%
平成17年度	職員数	177人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	30人
	比率	16.9%

### 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

新十津川町	北海道	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,590千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,677千円	-
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.725)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.725)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% (H18,19は凍結) ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

新十津川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~30%加算)	
1人当たり 平均支給額	千円	20,601千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	6,281千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	165,285円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	23.2%	
手当の種類(手当数)	1	
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
業務調整手当	介護士、支援員	級に応じた基本額×業務に応じた調整数

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	17,149千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	105千円
支給実績(平成17年度決算)	20,062千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	155千円

(5) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との異同	異なる場合の国の内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・1人(配偶者扶養) 6,000円 ・1人(配偶者非扶養) 6,500円 ・1人(配偶者なし) 11,000円 ・特定加算(16~22歳) 5,000円	同		25,757千円	255,024円
住居手当	・借家 27,000円を限度に支給(家賃12,000円を超える場合) ・持家 13,500円 (町外所有の場合は10,000円)	異	持家2,500円 (新築から5か年)	25,563千円	182,595円
通勤手当	2,000円~25,000円	異	支給限度額 55,000円	4,171千円	67,279円
単身赴任手当	2,000円~25,000円	同		0千円	0円
宿直手当	5,900円(施設等における日直) (勤務時間5時間未満の場合50/100)	同		3,422千円	228,133円
日直手当	4,200円 (勤務時間5時間未満の場合50/100)	同		1,016千円	9,680円
寒冷地手当	・世帯主(扶養あり) 26,380円 ・世帯主(扶養なし) 14,580円 ・その他の職員 10,340円	同	経過措置期間有り H16/10/31~H19/3/31	18,122千円	110,500円
管理職手当	・課長職 8.0% ・主幹職 7.5% ・課長補佐職 7.0%	異	10%~25% (職種により異なる)	15,579千円	389,486円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区分	給料月額等	
	給料月額	(参考)類似団体における最高/最低額
給料	町長 (720,000円 / 784,000円)	834,000円 / 321,000円
	副町長 (610,000円 / 631,000円)	673,000円 / 363,000円
	教育長 (560,000円 / 568,000円)	-
報酬	議長 (271,000円 / 279,000円)	364,000円 / 220,000円
	副議長 (214,000円 / 221,000円)	285,000円 / 162,900円
	議員 (184,000円 / 189,000円)	263,000円 / 135,800円
期末手当	町長 副町長 教育長	(平成18年度支給割合) 6月期 2.125月分 12月期 2.325月分
	議長 副議長 議員	(平成18年度支給割合) 6月期 2.1月分 役職加算 10% 12月期 2.3月分 役職加算 10%
	町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副町長 教育長	給料月額 × 21.252月 16,661,568円 退職後1ヵ月以内 給料月額 × 13.420月 8,468,020円 退職後1ヵ月以内 給料月額 × 11.748月 6,672,864円 退職後1ヵ月以内

(注) 1 給料及び報酬欄の( )内は、特例措置条例による減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当額の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

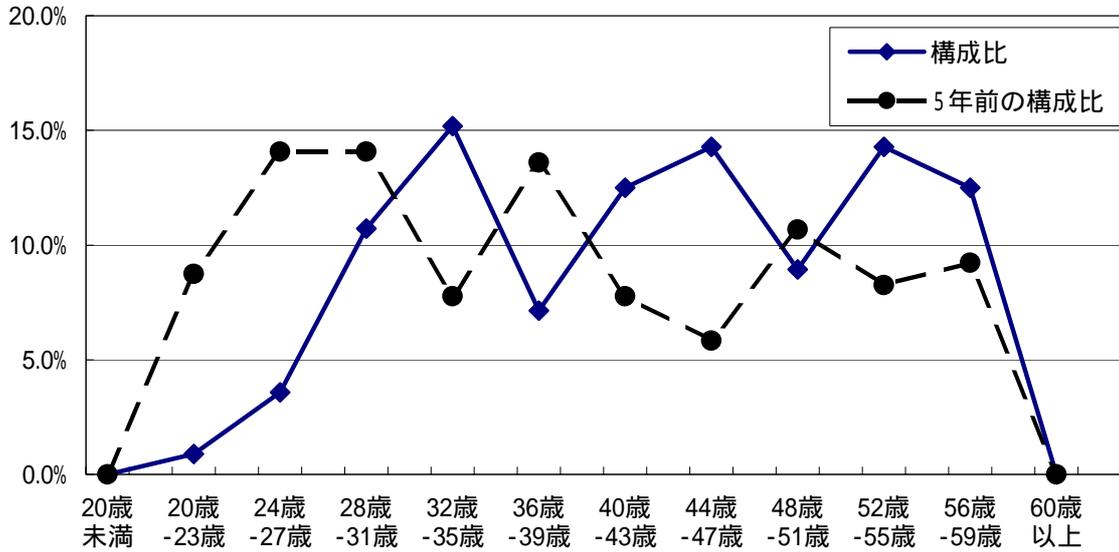
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2人	2人	0人	福祉施設整理事務局新設3 配置転換不補充 1 配置転換欠員補充1 知的障害者更正施設民営化 20 高齢者向け事業及び業務の増1 グループ制導入による業務見直し
		総 務	28人	31人	3人	
		税 務	7人	7人	0人	
		農林水産	10人	9人	1人	
		商 工	7人	7人	0人	
		土 木	10人	11人	1人	
		民 生	34人	15人	19人	
	衛 生	8人	7人	1人		
	計	106人	89人	17人	<参考> 人口1,000人あたり職員数 11.75人 類似団体の人口1,000人あたり職員数 12.29人	
	教育部門	21人	20人	1人	<参考> 人口1,000人あたり職員数 14.39人 類似団体の人口1,000人あたり職員数 15.15人	
小 計	127人	109人	18人			
公営企業会計等部門	下 水 道	1人	1人	0人	特別養護老人ホーム民営化 30	
	そ の 他	33人	3人	30人		
	小 計	34人	4人	30人		
合 計		161人 [164]人	113人 [116]人	48人 [ 48]人	<参考> 人口1,000人あたり職員数 14.90人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳-23歳	24歳-27歳	28歳-31歳	32歳-35歳	36歳-39歳	40歳-43歳	44歳-47歳	48歳-51歳	52歳-55歳	56歳-59歳	60歳以上	計	
H19	職員数	0人	1人	4人	12人	17人	8人	14人	16人	10人	16人	14人	0人	112人
H19	構成比	0.0%	0.9%	3.6%	10.7%	15.2%	7.1%	12.5%	14.3%	8.9%	14.3%	12.5%	0.0%	100.0%
H14	職員数	0人	18人	29人	29人	16人	28人	16人	12人	22人	17人	19人	0人	206人
H14	構成比	0.0%	8.7%	14.1%	14.1%	7.8%	13.6%	7.8%	5.8%	10.7%	8.3%	9.2%	0.0%	100.0%

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
177人	147人	30人	16.9%

(参考)新十津川町集中改革プラン

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成21年3月31日	職員総数 149人

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要(各年度4月1日現在)

区分 部門	16年度 計画前年	17年度 1年目	18年度 2年目	19年度 3年目	20年度 4年目	21年度 5年目	17～21年度 計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数 126人	119人	106人	103人	101人	98人	-	95人
	増減	7人	13人	3人	2人	3人	28人	
教育	職員数 22人	22人	22人	21人	21人	21人	-	21人
	増減	0人	0人	1人	0人	0人	1人	
公営企業	職員数 41人	36人	34人	32人	30人	30人	-	33人
	増減	5人	2人	2人	2人	0人	11人	
計	職員数 189人	177人	162人	156人	152人	149人	-	149人
	増減	12人	15人	6人	4人	3人	40人	5人

(注) 1 計画期間は、平成17年度～21年度の5年間です。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率です。

3 増減は、各年の欄については対前年比の職員増減数を、計の欄については計画1年目以降現年までの職員増減数の累計です。

## 【2】職員の任免に関する状況

### 1 採用及び退職に関する状況

#### (1) 平成19年度新規採用の状況

区分	人数
一般事務職	0人
技能労務職	0人
医療職	0人

#### (2) 平成18年度退職者の状況

区分	自己都合	勸奨退職	定年退職	公務外傷病	公務外死亡 通勤災害傷病 通勤災害死亡	整理退職 公務上傷病 公務上死亡	計
一般事務職	1人	1人	3人	人	人	45人	50人
技能労務職	人	人	人	人	人	人	0人
医療職	人	人	人	人	人	人	0人

### 2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況(平成19年4月1日現在)

週の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	8:45	17:30		12:45～13:00	土曜・日曜

#### (2) 年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A	対象職員数 B	総取得日数 C	平均取得日数 C/B
6,277日	159人	1,418日7時間	8日7時間

#### (3) 特別休暇等の状況

区分	付与内容等	扶養期間	給与の支給	
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間	有給 (減額有)	
特 別 休 暇	公民権の行使	任命権者の許可を得て、登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	必要と認める期間	有給
	公の職務執行	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間	有給
	骨髄液提供	骨髄移植のための骨髄液提供のために検査、入院等が必要な場合	必要と認める期間	有給
	社会貢献活動	被災地支援、ボランティア等の活動を行う場合	5日以内	有給
	結 婚	結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等を行う場合	連続する5日以内	有給
	産 前	出産予定の女子職員が申し出た場合	出産予定日の6週間前から出産の日まで	有給
	産 後	出産した女子職員が申し出た場合	出産の日の翌日から8週間後まで	有給
	育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回各30分以内	有給
	妻の出産	妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)が出産する場合	2日以内	有給
	妻の出産に係る子の養育	妻の出産に伴い、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	5日以内	有給
	子の看護	負傷中又は疾病中の小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	5日以内	有給
	忌 引	職員の親族が死亡したとき	親等により1日～7日以内	有給
	父母の祭日	父母の法要等を行う必要がある場合	1日以内	有給
	夏 季	夏季における盆等の諸行事や、心身の健康増進及び家庭生活の充実を図る場合	週休日等を除く連続する3日以内	有給
	被 災	地震、水害、火災その他の災害により住居の復旧作業等を行う場合	7日以内	有給
災害又は交通機関の事故等	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認める期間	有給	
介 護 休 暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならない場合	連続する6月以内	無給	
組 合 休 暇	登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	30日以内	無給	

### 3 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成18年度）

処分の種類	処分者数	処分の対象事項
分限処分	45人	一 勤務実績が良くない場合 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	0人
		一 地方公務員法又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

### 4 公平委員会の状況（平成18年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求の件数	0件
不利益処分に関する不服申立ての件数	0件
苦情処理の件数	0件

### 5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成18年度）

#### （1）研修の状況

区 分	人数	備 考
職場外研修	空知管内町村会基礎研修	1人 対象：新採用職員
	空知管内町村会初級研修	0人 対象：採用2年経過職員
	空知管内町村会中級研修	3人 対象：採用5年経過職員
	空知管内町村会監督者研修	0人 対象：係長職
	北海道自治政策研修センター管理能力研修	2人 対象：管理職
	北海道自治政策研修センター指導能力研修	3人 対象：新任係長職
	北海道自治政策研修センター長期研修	0人 対象：中堅係職
	市町村職員中央研修所	5人 対象：中堅係長職
	自治大学校	3人 対象：課長補佐職及び係長職
	自主研修	9人 応募件数：前期14件 後期3件（年2回募集）
職場内研修	文書事務研修	105人 対象：全職員（介護員及び支援員は除く）
	プレゼンテーション研修	34人 対象：主任職及び主事職
	健康教室	45人 対象：全職員のうち希望者
	人事考課者基礎研修	21人 対象：管理職

#### （2）勤務成績の評定の状況

該当なし。現在人事考課制度策定作業を進めています。

### 6 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成18年度）

#### （1）職員の健康診断の状況（平成18年度）

健康診断 受診対象者数	受診者数	受診率	未受診の主な理由
164人	163人	99.4%	退職のため 1人

#### （2）職員の公務災害補償の状況（平成18年度）

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金北海道支部	公務災害 1件
	通勤災害 1件

#### （3）職員互助会の状況（平成18年度）

団体名	構成人数	事業費	財源内訳		
			会費等	町助成金	公費負担率
新十津川町職員互助会	人 175	千円 4,936	千円 4,556	千円 380	% 7.7